

# 平成23年度 広報部事業計画

## 1. 基本方針

一般市民に身近な「くらしの法律家」として活動する司法書士が、より社会に認知され、信頼される存在になるため、無料法律相談やホームページ等を通じて直接一般市民に働きかける広報活動を中心に行う。特に、東日本大震災に対する本会の活動については、社会から寄せられる大きな期待に十分に答えるべく、より重点的に広報活動を行う。そのためにも、これまで積極的に活用してこなかった新聞広告等のマスメディアを介した広報活動を試みる。

また、会員に対して、月報やホームページの会員向けページ等を通じて、より有益な情報伝達を行い、会員の執務向上の支援に貢献する。

会員の業務上の不祥事を仮定した緊急時の広報体制を作り万全を期す。

## 2. 事業項目

### (1) 月報いばらきの発行（月報委員会）

会員全員に対する情報伝達手段として、従来どおり毎月1回発行する。

より魅力的な情報を掲載するため、原稿募集・編集方法を工夫する。

原稿執筆者に対して基準に従って謝礼（1,000円～3,000円のクオカード）を交付する。

### (2) ホームページの運営（情報化対策委員会）

昨年度リニューアルしたホームページを本格的に活用するとともに、リニューアル後初年度となるためその維持保守管理に力を入れたい。

#### ①一般市民等に対する対外的広報

- ・毎月1回、新着情報を更新する。
- ・無料相談会等市民に有益な情報の掲載方法を工夫する。

#### ②本会会員に対する対内的広報

・ホームページの会員向けページ内に、月報いばらき以外にも本会の活動の情報提供や会員同士の情報交換等を行うことのできる場を創設し、より新鮮で有益な情報を会員に伝えて行く。

・ホームページ機能の更なる充実に努め、会員向けページの利便性向上に力を入れる。同時に、オンライン会員の増加に寄与し、本会の事務効率化に貢献する。

- (3) 茨城司法書士会会史編纂（会史編纂委員会）  
委員会の人員を増強して、本年度中の会史発行を目指す。精力的に編集会議を行い、これまで数十年かけて収集してきた原稿の体裁の画一化作業や最終チェック、発行会社との打合せを行う。
- (4) 危機管理体制の構築  
不祥事等発生時の対外的対応にミスが生じないように、事前に対処方法や管理体制を構築する。
- (5) 全国一斉司法書士法律相談の開催  
平成 23 年 10 月予定（各支部 1 会場以上担当）
- (6) 全国一斉無料成年後見相談会（リーガルサポートと共催）  
平成 23 年 9 月予定。相談者の増加を狙い開催時期の見直しも検討する。社会福祉士会の協力を得る。
- (7) 「相続はお済みですか月間」  
平成 24 年 2 月 1 日～平成 24 年 2 月 29 日
- (8) 市町村における定例司法書士相談の実施
- (9) 「司法書士の日」記念事業  
昨年度の日本司法書士会連合会の定時総会において 8 月 3 日を「司法書士の日」として制定することが決議されたが、その記念事業を連合会と連携して行う。
- (10) 茨城司法書士会調停センターの広報  
法務大臣の認証を申請した茨城司法書士会調停センターを社会に周知させ、利用の促進を図る。